

## 商工会から 5割増商品券が発行されます (地元商店等応援補助事業)



栗原ブロック商工会連絡協議会  
栗原南部商工会、若柳金成商工会、  
栗駒鶯沢商工会、一迫花山商工会  
(事務局 一迫花山商工会) ☎52-3300  
商工観光部産業戦略課 ☎22-1220

### ◆商工会が発行する割増商品券とは

商工会が独自に割増商品券を発行・販売するものです。

額面7,500円の5割増商品券を5,000円で販売する予定です。

### ◆割増商品券の販売数量は

20,000セット(予定)

### ◆割増商品券の販売時期は

令和2年11月中の販売を予定しています。

※割増商品券の購入方法、使用期限、参加店舗等は、詳細が決まりしだい、各商工会WEBサイトまたは栗原市WEBサイト等でお知らせします。

## 福祉施設等特別支援金を 給付します



市民生活部社会福祉課 ☎22-1340  
市民生活部介護福祉課 ☎22-1350  
市民生活部子育て支援課 ☎22-2360

### ◆福祉施設等特別支援金とは

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抱えながらサービスを継続している市内の福祉施設等を運営する事業者へ、下記の施設区分、サービスの種類(①から④)ごとに、10万円を給付するものです。

### ◆対象となる福祉施設等は

- (1) 障害者福祉施設  
(1事業者あたり上限額40万円)
  - ①通所型障害福祉：生活介護、自立訓練、就労移行支援等
  - ②訪問型障害福祉：居宅介護、重度訪問介護等
  - ③支援型障害福祉：計画相談支援等
  - ④入居型障害福祉：短期入所、施設入所支援等
- (2) 高齢者福祉施設  
(1事業者あたり上限額40万円)
  - ①通所型介護：通所介護、通所リハビリテーション等
  - ②訪問型介護：訪問介護、訪問看護等
  - ③支援型介護：居宅介護支援等
  - ④入居型介護：介護老人福祉施設、介護老人保健施設等
- (3) 児童福祉施設  
(1事業者あたり上限額10万円)
  - ①保育施設：小規模保育事業所等

### ◆申請期間は

令和2年11月30日まで

### ◆申請方法は

該当する事業者等へ申請書類を郵送しますので、各担当課あてに提出してください。

### ◆申請に必要なものは

- ◇申請書
- ◇振込口座と口座名義がわかる通帳の写し